

# I P 通信網サービス契約約款(OCN)別冊

(オープンコンピュータ通信網サービス(第2種  
オープンコンピュータ通信網サービスに限ります))

【現改比較表】2024年3月27日現在

～2024年3月31日

2024年4月1日～

目次 (略)

第1章～第2章 (略)

第3章

第5条～第18条 (略)

(特定協定事業者の契約の解除等に伴う第2種契約の扱い)

第19条 1～2項 (略)

3 当社は、特定卸事業者の I P 通信網サービス契約約款共通編別記 2 の(1)に規定する特定協定事業者からその第 2 種契約 (料金表第 1 表 (料金) に規定するタイプ 3 のコース 1 のメニュー 2 のプラン 5 に係るものに限り、) に係る光アクセス回線又はその光アクセス回線契約が必要となるサービスについて、契約の解除の届出があったとき又はその事実を知ったときは、その第 2 種契約を解除します。

4 削除

第4章～第7章 (略)

第8章 雑則

第35条 (略)

(第2種契約者の氏名の通知等)

第36条

1～2項 (略)

目次 (略)

第1章～第2章 (略)

第3章

第5条～第18条 (略)

(特定協定事業者の契約の解除等に伴う第2種契約の扱い)

第19条 1～2項 (略)

3 削除

4 削除

第4章～第7章 (略)

第8章 雑則

第35条 (略)

(第2種契約者の氏名の通知等)

第36条

1～2項 (略)

～2024年3月31日

2024年4月1日～

3 第2契約者は、当社が共通編第15条（当社が行うIP通信網契約の解除）または共通編第26条（利用停止）に定めるところにより第2種契約（料金表第1表（料金）に規定するタイプ3のコース1のメニュー2のプラン5に係るものに限ります。）の解除または利用停止を行ったとき、その第2種契約者の氏名、住所等を特定卸事業者のIP通信網サービス契約約款共通編別記2の(1)に規定する特定協定事業者に通知することについて、予め承諾するものとします。

第37条～第38条 （略）

別記 （略）

料金表

通則 （略）

第1表 料金（附帯サービスの料金を除きます。）

第1 利用料金

1 第2種契約に係るもの

1-1 適用

区 分	内 容				
(1)～(3)	(略)				
(4)タイプ3 の区分に係る 料金の適用	タイプ3には、次の区分があります。 ア (略)  イ 最低利用期間による区別 <table border="1"><thead><tr><th>区 分</th><th>内 容</th></tr></thead><tbody><tr><td>メニュー1</td><td>最低利用期間があるもの</td></tr></tbody></table>	区 分	内 容	メニュー1	最低利用期間があるもの
区 分	内 容				
メニュー1	最低利用期間があるもの				

3 削除

第37条～第38条 （略）

別記 （略）

料金表

通則 （略）

第1表 料金（附帯サービスの料金を除きます。）

第1 利用料金

1 第2種契約に係るもの

1-1 適用

区 分	内 容				
(1)～(3)	(略)				
(4)タイプ3 の区分に係る 料金の適用	タイプ3には、次の区分があります。 ア (略)  イ 最低利用期間による区別 <table border="1"><thead><tr><th>区 分</th><th>内 容</th></tr></thead><tbody><tr><td>メニュー1</td><td>最低利用期間があるもの</td></tr></tbody></table>	区 分	内 容	メニュー1	最低利用期間があるもの
区 分	内 容				
メニュー1	最低利用期間があるもの				

～2024年3月31日

2024年4月1日～

メニュー2	最低利用期間がないもの
-------	-------------

メニュー2	最低利用期間がないもの
-------	-------------

ウ アクセス回線の細目等による区別

ウ アクセス回線の細目等による区別

(ア) (略)

(ア) (略)

(イ) コース1のメニュー2に係るもの

(イ) コース1のメニュー2に係るもの

区 分	内 容
プラン1～ プラン2	(略)
プラン5	次に掲げるものと東日本電信電話株式会 社のまるらくオフィス利用規約に定める まるらくオフィスサービス契約をあわせ て締結するもの  メニュー5-1のII-1型の100Mb/s 品目のもの又は200Mb/s品目のもの  メニュー5-1のII-1型の 1Gb/s品 目のプラン3-1のもの

区 分	内 容
プラン1～ プラン2	(略)

備考

1 プラン5は、別冊（ドットフォンサービス）に定め  
る第1種ドットフォンサービス（タイプ1に係るものに  
限ります。）又は第2種ドットフォンサービス（タイプ  
1に係るものに限ります）を利用することはできません。

備考

1 削除

エ～オ (略)

エ～オ (略)

～2024年3月31日

2024年4月1日～

(5)～(29) (略)

(5)～(29) (略)

1-2 料金額

1-2 料金額

1-2-1 利用料 (略)

1-2-1 利用料 (略)

1-2-2 定額利用料

1-2-2 定額利用料

(1)～(2) (略)

(1)～(2) (略)

(3) タイプ3のもの

(3) タイプ3のもの

ア コース1のもの

ア コース1のもの

(ア) (略)

(ア) (略)

(イ) メニュー2のもの

(イ) メニュー2のもの

1 契約者識別符号ごとに月額

1 契約者識別符号ごとに月額

区 分	料 金 額
プラン1～プラン2	(略)
<a href="#">プラン5</a>	<a href="#">1,550円</a>
備考	
1～7 (略)	
<a href="#">8 1の契約者識別符号(プラン5に限ります。)により同時に通信を行うことができ きる数は3とします。</a>	

区 分	料 金 額
プラン1～プラン4	(略)
備考	
1～7 (略)	
<a href="#">8 削除</a>	

イ～ウ (略)

イ～ウ (略)

1-2-3～1-2-4 (略)

1-2-3～1-2-4 (略)

1-2-5 付加機能利用料

1-2-5 付加機能利用料

～2024年3月31日

2024年4月1日～

IPv4 over IPv6 (IPv6)接続機能	IPv4 over IPv6(IPoE)タイプの通信を行う端末設備及びその端末設備に係るセキュリティ並びにサポートを提供するもの(以下「OCN v6 アルファ」といいます。)	<a href="#">タイプ3 (コース1のメニュー2のプラン5を除きます。)</a> 又はタイプ8 (コース2を除きます。)	1の契約者識別符号ごとに月額	500円 (550円)
		タイプ8のコース2 (プラン2又はプラン3を除きます。)	1の契約者識別符号ごとに月額	0円
備考				
1 (略)				

IPv4 over IPv6 (IPv6)接続機能	IPv4 over IPv6(IPoE)タイプの通信を行う端末設備及びその端末設備に係るセキュリティ並びにサポートを提供するもの(以下「OCN v6 アルファ」といいます。)	<a href="#">タイプ3</a> 又はタイプ8 (コース2を除きます。)	1の契約者識別符号ごとに月額	500円 (550円)
		タイプ8のコース2 (プラン2又はプラン3を除きます。)	1の契約者識別符号ごとに月額	0円
備考				
1 (略)				

～2024年3月31日

2024年4月1日～

2 この機能を利用する第2種契約者（[タイプ3（コース1のメニュー2のプラン5を除きます。）](#)）又はタイプ8（コース2を除きます。）に係る者に限ります。）から、第2種オープンコンピュータ通信網サービス（タイプ8のコース2のプラン1に係るものに限ります。）への細目又は区分等の変更があった場合の変更後の付加機能利用料は、その第2種オープンコンピュータ通信網サービスの細目又は区分等の変更の承諾日を含む料金月の翌料金月から適用します。

3 この機能（[タイプ3（コース1のメニュー2のプラン5を除きます。）](#)）又はタイプ8（コース2を除きます。）には最低利用期間があります。

ア～イ（略）

2 この機能を利用する第2種契約者（[タイプ3](#)又はタイプ8（コース2を除きます。）に係る者に限ります。）から、第2種オープンコンピュータ通信網サービス（タイプ8のコース2のプラン1に係るものに限ります。）への細目又は区分等の変更があった場合の変更後の付加機能利用料は、その第2種オープンコンピュータ通信網サービスの細目又は区分等の変更の承諾日を含む料金月の翌料金月から適用します。

3 この機能（[タイプ3](#)又はタイプ8（コース2を除きます。））には最低利用期間があります。

ア～イ（略）

～2024年3月31日

2024年4月1日～

4 この機能は、IPv6 (PPPoE) 方式での通信を行うことはできません。ただし、次に掲げる第2種契約者がこの機能の利用できないときであって、当社が認める場合に限り、この機能が利用可能となる日までの期間IPv6 (PPPoE) 方式での通信を行うことができます。この場合において、当社は、当社の故意又は重大な過失による場合を除き、第27条（定額利用料の支払い義務）第2項に規定する第2種オープンコンピュータ通信網サービスを利用することができない状態ではないものとみなして取り扱い、第2種契約者は、その第2種オープンコンピュータ通信網サービスに係る料金等の支払いを要します。

ア 第2種オープンコンピュータ通信網サービス（[タイプ3（コース1のメニュー2のプラン5を除きます。）](#)に係るものに限ります。）に係る特定卸事業者のIP通信網サービス契約約款共通編別記2の(1)に規定する特定協定事業者又は特定卸事業者以外の光コラボレーション事業者の提供する光アクセス回線の品目若しくは細目の変更又は移転をしたとき。

イ～エ （略）

5～7 （略）

4 この機能は、IPv6 (PPPoE) 方式での通信を行うことはできません。ただし、次に掲げる第2種契約者がこの機能の利用できないときであって、当社が認める場合に限り、この機能が利用可能となる日までの期間IPv6 (PPPoE) 方式での通信を行うことができます。この場合において、当社は、当社の故意又は重大な過失による場合を除き、第27条（定額利用料の支払い義務）第2項に規定する第2種オープンコンピュータ通信網サービスを利用することができない状態ではないものとみなして取り扱い、第2種契約者は、その第2種オープンコンピュータ通信網サービスに係る料金等の支払いを要します。

ア 第2種オープンコンピュータ通信網サービス（[タイプ3](#)に係るものに限ります。）に係る特定卸事業者のIP通信網サービス契約約款共通編別記2の(1)に規定する特定協定事業者又は特定卸事業者以外の光コラボレーション事業者の提供する光アクセス回線の品目若しくは細目の変更又は移転をしたとき。

イ～エ （略）

5～7 （略）

～2024年3月31日

2024年4月1日～

折り返し通信機能

(略)

1-2-5～1-2-9 (略)

第2表～第4表 (略)

折り返し通信機能

(略)

1-2-5～1-2-9 (略)

第2表～第4表 (略)